



国土交通省

資料提供先：米子市政記者クラブ

平成19年5月1日

平成19年度 河川愛護モニターの募集について

国土交通省では、沿川住民の方々の協力で、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連帯をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及・啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを次のとおり公募いたします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所

副所長(事務) 三島 祐司 (内線202)

調査設計課長 伊藤 健 (内線351)

TEL (0859) 27-5484(代)

河川愛護モニター募集のお知らせ

～平成19年度 日野川・法勝寺川 河川愛護モニター募集要領～

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川整備・河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために河川愛護モニター制度を実施して参りました。

一般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者の連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように募集します。

1. 活動内容

モニターは、日常生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意・指示して是正を図る等の特別な責務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項をモニターとして河川管理者に連絡(月に1回の定期と随時)することが主です。

- ①近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
- ②河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象を認めた場合
- ③ごみ等の放棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- ④特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合
- ⑤年に1回程度のモニター会議(意見交換会)への参加
- ⑥洪水による河川の氾濫及び内水による浸水被害が発生した場合における自宅周辺等の状況

2. 活動範囲

- ①日野川 河口から八幡橋までの間(約7km)
- ②日野川 八幡橋から三和橋までの間(約5km)
- ③日野川 三和橋から野上川との合流点までの間(約5km)
- ④法勝寺川 日野川との合流点から大袋橋までの間(約4km)
- ⑤法勝寺川 大袋橋から新法勝寺橋までの間(約7km)

3. 応募資格

日野川及び法勝寺川に接する機会が多く、河川に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の方で、上記2の活動範囲の近隣に居住する方(日野川若しくは法勝寺川よりおおむね5km以内)

4. 委嘱方法と任期

日野川・法勝寺川河川愛護モニターは日野川河川事務所長より委嘱させていただきます。任期は平成19年7月1日より一年間です。

5. 募集人員

各活動範囲毎に1名

6. 手当

月額 4,600円

7. 選考方法

- ① 所要の人数以上の資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参加している方を優先とし、年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考させていただきます。選考は、日野川河川事務所に設ける選考委員会により行います。
- ② 所要の人数の応募がない場合には、日野川河川事務所長が選任します。
- ③ 選考結果は郵便にて応募者に通知します。

8. 応募方法

日野川河川事務所のホームページ・メール・郵便・ファックスにて受け付けます。下記の事項1～8を記入の上、平成19年6月8日（金）までに応募先まで送付してください。電話での応募は受け付けていません。

記入事項

1. 氏名（ふりがな）
2. 年齢・性別
3. 住所・電話番号
4. 職業
（農業、漁業、林業、自営業、公務員、学生、その他（ ））
5. 所属する団体等があればその組織と役職
（〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事等）
6. これまでに自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
7. 活動範囲（①～⑤）の希望
8. 応募理由

9. 応募・問い合わせ先

国土交通省 日野川河川事務所 調査設計課 管理係

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678

TEL:(0859)27-5484

FAX:(0859)27-9131

E-mail:hinogawa@cgr.mlit.go.jp